

令和 7 年 3 月 25 日

歯科・口腔外科診療にかかる医療安全・院内感染対策

当科は地域歯科診療支援病院歯科初診料及び歯科外来診療医療安全対策加算 2、歯科外来診療感染対策加算 4 の施設基準を満たしています。

- ・看護職員が 2 名以上、歯科衛生士が 3 名以上配置されています。
 - ・歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備され、十分な機器を有しています。
 - ・口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じています。
 - ・感染症患者に対す歯科診療に対する体制を確保しています。
 - ・歯科外来診療における院内感染防止対策及び医療安全に係る研修を受けた常勤の歯科医師が 1 名以上配置されています。
 - ・歯科外来診療の院内感染防止対策及び医療安全にかかる院内掲示を行っています。
 - ・常勤の歯科医師が 2 名以上配置され、紹介率は 30/100 以上です。
 - ・当該地域における歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されています。
 - ・緊急時に対応できるよう、院内医科との連携しております。
 - ・医療安全対策につき十分な体制が整備されています。
 - ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備しています。
 - ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具などを設置しております。
- ※ AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

当歯科口腔外科外来では、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「地域歯科診療支援病院歯科初診料・再診料」及び「歯科外来診療医療安全対策加算 2」「歯科外来診療感染対策加算 4」を算定しています。

医療安全・院内感染防止対策についてご不明な点がございましたら、患者相談窓口までお尋ねください。